



平成24年(行ウ)第33号 補助金交付決定取消(住民訴訟)請求事件

原告 長瀬猛

被告 神戸市外1名

平成24年(行ウ)第86号 補助金交付差止等(住民訴訟)請求事件

原告 長瀬猛外2名

被告 神戸市長

準備書面 3

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

平成25年5月31日

被告神戸市、神戸市長

訴訟代理人弁護士 竹 本 昌 弘

同 弁護士 頼 富 隆 光



記

第1 原告の平成25年3月29日付準備書面(3)について

1 教育基本法第16条1項違反との主張について

教育基本法16条1項は、全部改正前の旧教育基本法(昭和22年法律第25号)第10条の趣旨を引き継ぐものであるが(この点は原告らも平成25年3月29日付け準備書面(3)の32頁21行目で認めているところである。)、同項は、同条の見出しにあるように「教育行政」に関する規定であり、「国の教育統制権能を前提としつつ、教育行政の目標を教育の目的の遂行に必要な諸条件の整備確立に置き、その整備確立のための措置を講ずるにあたっては、教育の自主性尊重の見地から、これに対する「不当な支配」となることのないようにすべき旨の限定を付し」、「教育に対する行政権力の不当、不要の介入」を排除すべきとしたものであって(引用部分は「旭川学力

テスト事件」に係る昭和51年5月21日最高裁大法廷判決・刑集30巻5号615頁), 国又は地方公共団体以外の者による教育への関与を規律するものではないから, 原告らの主張は失当である。

原告らの主張は、国や地方公共団体などの行政権力からの「不当な支配」を主張するものではないので同書面における朝鮮総連の実態等の主張については認否の限りではない。

以上